

**「情報公開条例」の改正に係る「情報公開・個人情報保護審査会」の  
中間取りまとめに対する市民意見とそれに対する考え方**

中間取りまとめ項目	頁	意見要旨	審査会の考え方
全般		異議なし。	原案どおり
3 裁量的開示について	4	開示請求者の利便性を考慮すると、裁量的開示を実施できる旨は定めてもよいのではないか。	裁量的開示を行う必要のある場合は、行政が率先して情報提供するのが適当であり、条例の定めは不要と考えます。
4 開示請求等に対する決定期間について	5	開示決定期間について、休庁日を踏まえた調整規定を設けることは、妥当だと考える（2件）。	原案どおり
5 開示の実施方法について	6	紙文書等をスキャナー等で読み取って、電磁的記録を媒体に複写して交付するという方法は、利便性の向上に資するので妥当	原案どおり
6 開示に関する費用の性質について	7	<p>開示文書の写真撮影は、閲覧の域を超えており手数料を徴収すべき。</p> <p>一部非開示決定に際しては、黒塗り等の作業が発生しているので、閲覧の場合も手数料を徴収すべきではないか。</p> <p>例えば、1件（あるいは1年間）で100枚までは無料、1,000枚までは1枚5円、1,000枚を超える場合は1枚10円とすることも考えられる。濫用的開示請求に合理的な範囲で歯止めをかける必要がある。</p>	<p>撮影により本市に手数料が発生することはないので、手数料は考えていません。</p> <p>市民の皆様の知る権利の行使や自己情報の適正な取扱いの確認を容易ならしめるため、請求自体の手数は考えていませんが、電磁的記録の写しの交付に際し</p>

<p>7 開示に関する手数料の額について</p>	<p>8 データ開示手数料における従量制の導入は、適正負担の点から評価できる。</p>	<p>て従量制の導入等を検討していきます。</p>
	<p>手数料について「市民の使い勝手等を考慮し、閲覧だけであれば徴収しないのが適当」とあるが、制度運用にかかっている労力や費用を考えると徴収すべき（情報公開法要綱案参照）。          手数料徴収には、開示請求制度の濫用防止の意味もある（情報公開法制定時の衆参両院での付帯意見参照）。          「市民の使い勝手等」という曖昧な理由ではなく、立法事実をきちんと把握した上で実質的な議論がなされるべき。</p>	<p>悪質な開示請求は、権利の濫用によるものとして請求を却下する運用をしています。          なお、行政文書の写しの交付に係る手数料については、減免規定を設けていないため、これを不正に免れるおそれはないものと考えています（修正なし）。</p>
	<p>手数料の減免については、減免対象者の名義を借りて請求すると不正免除が発生しかねない。一定の歯止め（1年間に免除できる枚数の制限など）が必要ではないか。</p>	